

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 4 月 1 0 日

関東経済産業局長 殿

上尾市長 畠 山 稔

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、昭和33年の市制施行以来、時代の流れとともに、田園都市から工業都市、住宅都市へと移り変わり、今ではおよそ23万人の人口を擁する埼玉県内の中堅都市として、発展を続けている。本市の製造業発展の礎は、昭和の初めに市域初の近代工場であった東洋時計株式会社が立地していたことに始まり、戦前から戦後にかけて、東洋時計株式会社に勤務していた多くの技術者が、習得した技術をもとに、それぞれ独立して精密金属加工業の工場を創業し、埼玉県内でも有数の工場集積地を形成した。現在市内には、金属製品、精密機器、輸送機器などの二次・三次加工を請け負う中小企業が多く立地している。

近年、本市を取り巻く環境は、生産年齢人口の減少やグローバル経済の進展に伴う地域産業の空洞化など、厳しい局面にたっており、「産業の活性化」が喫緊の課題となっている。市内中小企業が抱える大きな課題である「販路及び取引の拡大」と「後継者育成・人材確保」の解決に向け、現在、「中小企業サポート事業」を推進し、補助金による資金の支援と専門家相談による知識の支援を実施しているところである。

市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みの支援を行う必要がある。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

上尾市の産業は、卸売・小売業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が域内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定め

る先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、中小企業者の生産性の向上を図る観点から、自社の工場・事務所等建築物の屋上や自社の敷地内に設置するもので、全量売電を目的とせず、その発電電力を直接生産等に供するものに限り許可する。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

上尾市内事業者の産業活動は、域内の広範囲で行われている。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、上尾市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

前述のとおり、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、上尾市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（国が同意した日～令和9年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定、健全な地域経済の発展に配慮し、以下の取組及び事業者については認定の対象としない。

- ・ 人員削減を目的とした取組
- ・ 公序良俗に反する取組
- ・ 反社会的勢力との関係が認められる取組及び事業者
- ・ 市税を滞納するなど法令に抵触し、認定が適当でないと認められる事業者

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。